

「にいがた食の安全・安心条例」概要

目的

- ① 県民の健康を保護すること
- ② 県民が安全で安心な食生活を享受でき、及び安全で安心な食品等を消費者に提供できる新潟県を築くこと

基本理念
「食の安全・安心は」

- ① 県民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に行われなければならない。
- ② 必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
- ③ 食料供給県としての役割にかんがみ、農林水産物その他食品の生産、製造、加工等の段階において特に行われなければならない。
- ④ 科学的知見に基づき行われなければならない。
- ⑤ 消費者、食品関連事業者及び県の相互理解と協力の下に行われなければならない。
- ⑥ 食品等の安全性と環境の密接な関係に配慮して行われなければならない。

理念を実現する施策

- 県の責務**
 - ① 総合的な施策を策定、実施
 - ② 関係機関との緊密な連携
- 食品関連事業者の責務**
 - ① 自主的な食品の安全性の確保
 - ② 消費者の信頼確保の取組
 - ③ 環境に与える影響に配慮
 - ④ 県の施策に協力
- 県民の役割**
 - ① 食品の安全性等に関する知識理解を深める
 - ② 食品関連事業者の食の安全・安心に対する取組に理解と協力
 - ③ 県の取組に意見を表明
 - ④ 環境に与える影響に配慮
- 財政上の措置**
- 施策の調整**

基本的施策

食の安全・安心に関する基本的施策

- ① 基本計画の策定・公表
- ② 安全で安心な食品等の提供の促進
- ③ 一貫した監視等の実施
- ④ 食品等の適正な表示等
- ⑤ 危機管理体制の整備
- ⑥ 研究開発の推進
- ⑦ 情報等の提供等
- ⑧ 自主基準の設定及び公開
- ⑨ 食育の推進
- ⑩ 施策の申出
- ⑪ 危害情報の申出
- ⑫ 国等への協力要請及び提言
- ⑬ 人材の育成
- ⑭ 環境保全施策との連携等

安全で安心な食生活の享受

使用禁止農薬等を使用した農林水産物の出荷等の禁止

附属機関の設置

附属機関の設置

「にいがた食の安全・安心審議会」

- ・ 諮問答申
- ・ 知事に意見を述べる
- ・ 15名の委員で構成（消費者・食品関連事業者学識経験者）

波及効果

安全・安心な食品を提供できる新潟県
(新潟県産品の付加価値向上)